

その他手当・助成

名 称	内 容
児童手当	<p>中学校卒業までの児童を養育している方に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満 一律 15,000 円 ○3歳以上小学校修了前 10,000 円 (第3子以降は 15,000 円) ○中学校卒業まで 一律 10,000 円
重度心身障害者医療費助成	<p>重度の身体障がい、知的障がいをお持ちの方の医療費を保険適用範囲内において助成</p>
自立支援医療助成 (育成医療)	<p>身体の機能に障がいのある児童（18歳未満）、または放置しておくこと将来生活に支障をきたすおそれのある疾病にかかっている児童を対象に、手術などにより障がいの治癒軽減を図るために必要な医療を指定医療機関で受ける場合にその治療にかかった医療費の一部を助成</p>
養育医療給付	<p>出生体重が 2,000 g 以下、または身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんが、指定された医療機関に入院した場合、医療費の自己負担分を公費で負担</p>
小児慢性特定疾患医療給付	<p>県内に住所のある 18 歳未満のお子さんで厚生労働大臣が認める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度に該当する場合等、その治療にかかる入院または通院治療にかかった費用の一部を公費で助成。ただし、所得に応じて一部負担額があります。</p>
特別児童扶養手当	<p>20 歳未満で政令で定める程度の障がいのあるお子さんをご家庭で監護・養育している方に支給</p>
障害児福祉手当	<p>20 歳未満の在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする障がいのある児童に支給</p>